

第17号議案

中野区登録文化財の登録について

上記の議案を提出します。

平成30年（2018年）5月25日

提出者 中野区教育委員会教育長 田 辺 裕 子

（提案理由）

中野区登録文化財を登録する必要がある。

中野区登録文化財の登録について

下記の文化財について、中野区登録有形文化財として登録する。

記

- 1 対象文化財
品 目 刊本「そよふく風」9点
所有者 中野区
- 2 指定種別
中野区登録有形文化財

中野区登録文化財の登録について

平成30年4月1日付で中野区文化財保護審議会から中野区文化財の登録に関する答申があったので、下記のとおり中野区文化財として登録する。

記

1. 資料名等

資料名	年代	内 訳	所有者	文化財種別
刊本「そよふく風」	慶応4年 (明治元年)	第一号 五月一日 第二号 五月五日 第三号 五月八日 第四号 五月一〇日 第五号 五月一三日 第六号 五月一六日 第七号 五月二〇日 第八号 五月二五日 第九号 五月二八日 (計9点)	中野区 保管先 (歴史 民俗資料館)	登録有形文化財

2. 登録理由

登 録 理 由
中野区文化財登録・指定基準のうち、第一中野区登録有形文化財の(六)1「歴史の重要な事象に関する遺品のうち地域的又は学術的価値のあるもの。」及び2「歴史上又はこの地方にとって重要な人物に関する遺品のうち地域的又は学術的価値の高いもの。」に該当するものとして中野区登録文化財候補にふさわしいものと判断される。

3. 詳細は別紙「中野区文化財登録調書」参照

中野区文化財登録調書

山崎家旧蔵史料 『そよ吹く風』(9点)

〔中野区登録有形文化財〕歴史民俗資料館保管

資料内容

本史料は、慶応四(=明治元 一八六八)年五・六月に第一号から第十一号まで刊行された新聞『そよ吹く風』第一号から第九号までである。

詳細は以下の通りである。

1. 名称 『そよ吹く風』 整理番号780a~i [図1]
2. 出版社 詳知会社
3. 形状 堅帳・紙綴綴
4. 点数 9点
5. 内容

(1) 第一号	慶応四(=明治元 一八六八)年五月一日	1点
(2) 第二号	同年五月五日	1点
(3) 第三号	同年五月八日	1点
(4) 第四号	同年五月一〇日	1点
(5) 第五号	同年五月一三日	1点
(6) 第六号	同年五月一六日	1点
(7) 第七号	同年五月二〇日頃	1点
(8) 第八号	同年五月二五日	1点
(9) 第九号	同年五月二八日	1点

来歴

本資料は区民山崎家の旧蔵品であり、八代目当主故喜作氏により、中野区立歴史民俗資料館に寄贈された。

山崎家は、約300年続く区内屈指の旧家であり、現在の当主は九代目にあたる。三代目から旧江古田村丸山組の名主を代々務め、六代目喜兵衛の時に明治維新を迎えた。

山崎家が本資料を入手した経緯は不明であるが、山崎家文書「醤油問屋株式諸書留」には、現在の文京区にあたる駒込千駄木に醤油屋を出店していた記録がある¹ことから、江戸の情報を入手しやすい環境にあったと考えられる。また、山崎家には、敗走してきた彰義隊をかくまい、その礼として隊士から刀や徳川斉昭の書を受け取ったとの言い伝えがあり²、徳川斉昭の書については、中野区立歴史民俗資料館に所蔵されている。これらの事柄が、本資料の入手に関与する可能性も考えられる。

資料について

1. 概要

『そよふく風』は、半紙7~8枚綴の一冊物の体裁をなし、慶応4年5月1日から、およそ3日に1度の頻度で、十一号まで刊行された風聞記である³。内容は、幕末上野戦争を前後する1ヶ月間に関する伝聞、手紙の抜き書きなどを集約したもので、おおむね佐幕的な論調である(参考資料1参照)。出版元は、資料中には「詳知会社」と記載されるのみで、詳細は定かではない。今日まで、本資料が研究対象として取り上げられた事例は見られないが、『幕末明治新聞全集』³や『日本初期新聞全集』⁴等の解題では、その佐幕的な内容から、江戸開成所の洋学者らの手によるものであるとされている³。また、十号・十一号には発行日の記載が異なる2種類の存在が指摘されている⁴。当館では、一号から九号までを所蔵する。

2. 時代背景及び内容

『そよふく風』が刊行された慶応4年は、前年の大政奉還及び王政復古の号令により江戸幕府が崩壊し明治政府が発足したのを受け、その後二年にわたり各地で内戦が続いた戊辰戦争が開戦する激動の年である。本資料が刊行された時期は、5月11日に彰義隊と新政府軍が衝突した上野戦争を前後するおよそ1か月間に及ぶ。

内容は、諸言に「事の軽重と文綴(ぶんしゅう)の工拙とに閑せず、随て得る随て刻ず」とあるように、子供のけんかななどの世俗的な話題から、各地での戦闘の様子、外国商人に関する話題、アメリカのゴールドラッシュの紹介など多岐に渡る。なかでも5月20日頃刊行の第七号には、上野戦争による焼失範囲を示す絵図や戦いの経過が克明に記されている。また、幕府に関する嘆願についての記事(第四号・第五号・第六号)がみられるように、佐幕派による編集であることがみとれる。

最終号となる第十一号の本文末部には“當節奥州筋大合戦双方死傷者夥敷古今未曾有乃戦争のよし確報(たしか)を得て次號に記すべし”とあり⁵、急な終刊であったと考えられる。この時期は新政府により開成所が接収され、開成所教授の柳河春三による日本初の本格的新聞『中外新聞』が新政府によって禁止された時期と一致する⁶。

3. 出版元について(開成所と新聞)

本資料の翻刻が収録される『幕末明治新聞全集』の宮武外骨による解題では、同時期に発行された他の新聞同様、江戸開成所の洋学者らの手によるものであり、編集元、徳川亀之助家来開成所教授職小林鼎輔、蔵版元、堀田相模守家来山本常五郎、稲葉美濃守家来宮田敬之助と記されている³。ただし、その根拠となる資料については説明されていない。開成所は、幕府の洋学教育研究機関であった蕃書調所が、後に改称されて洋書調所となり、その組織を拡充して設置されたものである。幕府の崩壊により閉鎖され、慶応4年6月に明治新政府に接収された。

開成所による新聞の発行については、宮地正人氏(東京大学名誉教授)による「混沌の中の開成所」に言及されている⁶。宮地氏によると、開成所の役割は、黒船来航後不可避となった西洋情報・技術の収集のための洋書の翻刻・翻訳であり、その業務の一環として、文久2(1862)年頃より横浜英字新聞の翻訳及び幕閣への回覧がはじめられた。新聞の翻刻控えは機密情報でなかったことから、新聞翻刻の中核を担っていた開成所教授の柳河春三は慶応元年8月頃会訳社を組織して、会費を収める社員に新聞の翻刻の謄写を許可する制度を整える。これが資金の蓄積と諸藩の政治情報に精通する者とのネットワーク形成に繋がった。さらに会訳社同人が機密情報を随時記入する記録帳制度で独自の情報収集をおこなうことにより、柳河による日本初の本格的新聞『中外新聞』の発行に繋がっていくことになる⁶。なお、『そよふく風』の編集元であるとされる小林鼎輔は開成所の仏語科教授であり、慶応二年に柳河と共に『法朗西文典』を校刻している⁷ほか、柳河の新聞翻刻業務にも携わる⁶など両者の関係は深く、日本の新聞創始者である柳河の影響を受けていたと推測される。

4. 十号・十一号の発行日について

『日本初期新聞全集』15集(1988年・北根豊編)収録の北根豊氏による解題では、『そよふく風』十号・十一号には発行日の記載の異なる2種類の発行があることが指摘されている⁴。『明治文化全集』第18巻雑誌編収録の翻刻は、十号の発行日が六月朔日、十一号の発行日が六月三日であるが、『日本初期新聞全集』第15集収録版では、十号が五月、十一号が六月とされ、日付は消されている³⁴。

なお、『そよふく風』十号・十一号を所蔵している機関のうち、京都大学経済学研究科経済学部図書室上野文庫所蔵資料は前者であり、東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター明治新聞雑誌文庫の資料は後者であることが明らかになり、北根氏による指摘が実物資料から追認された。

他の所蔵機関について

『そよふく風』の実物資料を所蔵する機関は、当館の他に、現状では大学図書館を中心とした以下の6か所が確認されている。

- ① 東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター明治新聞雑誌文庫(以下明治新聞雑誌文庫)[所蔵号数: 一号 - 十一号合冊製本]
- ② 京都大学経済学研究科経済学部図書室上野文庫(以下上野文庫)[一号 - 十一号]

- ③早稲田大学図書館 [一号 - 九号]
- ④毎日新聞社新屋文庫 [一号 - 十号]
- ⑤香川大学図書館神原文庫 [一号 - 七号合冊製本、一号 - 五号合冊製本]
- ⑥一橋大学附属図書館明治文庫 [四号 - 六号合冊製本]

以上のように『そよふく風』を所蔵する機関は少なく、一号から十一号まで全て揃えているのは、東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センターと京都大学経済学部図書館のみである。翻刻版が出版されているものの、実物資料に関しては希少であるといえる。また、上述のとおり、東京大学明治新聞雑誌文庫所蔵品と京都大学上野文庫所蔵品では、十号・十一号の発行日が異なる。なお、当館で所蔵している一号から九号までと東京大学所蔵品を比較したところ、同版であることが明らかになっている。

上記の機関の所蔵の経緯については、明治文化史やメディア史の研究者によって収集されたものが寄贈されたという事例、または古書店で購入したという事例のいずれかであった。

一方、江戸時代以前までさかのぼることが可能である地域の旧家、山崎家から当館に寄贈された本資料は、山崎家関係者によって発行当時に入手されたものである可能性が十分に考えられる。したがって、現在所在が判明している『そよふく風』のうち一次入手者までさかのぼることができる唯一の事例として、日本の初期の新聞類の発行形態や普及について検討するうえで、本資料の重要性は特に高いといえる。

登録指定すべき事由

本資料は、江戸周辺の豪農である山崎家が当時の政治的な最新情報を有したことを示す点で地域史的な価値が非常に高い。また、幕末の開成所の洋学者らによって発行された日本最初期の新聞のあり方の一端を示すものとして、メディア史・社会史的観点からも重要な資料である。

さらに、幕末・明治の風俗や社会の動向を克明に伝える本資料に対する注目及び活用の機会は今後もさらに増えることが期待される。以上のことから、本資料の継続的な保存管理及び研究、活用のために、中野区の登録文化財とすべきである。

なお、今後研究成果を発信していくことにより新たな価値が高まれば指定文化財とすることも検討していく。

登録指定すべき種別

[中野区文化財登録・指定基準]

第一 中野区登録有形文化財

(六) 歴史資料

1. 歴史の重要な事象に関する遺品のうち地域的又は学術的価値のあるもの。
2. 歴史上又はこの地方にとって重要な人物に関する遺品のうち地域的又は学術的価値の高いもの。

参考文献

- (1) 多摩文化史研究会編『山崎家文書 二-武蔵国多摩郡江古田村-』(中野区教育委員会、1993年)
- (2) 中島恵子・水野道子編『口承文芸調査報告書 続 中野の昔話・伝説・世間話』(中野区教育委員会、1989年)
- (3) 宮武外骨「日々新聞 そよ吹く風 解題」(木村毅編『幕末明治新聞全集』第3巻 明治文化研究会、1973年に所収)
- (4) 北根豊編『日本初期新聞全集』15 (べりかん社、1988年)
- (5) 木村毅編『幕末明治新聞全集』第3巻 (明治文化研究会、1973年)
- (6) 宮地正人「混沌の中の開成所」(東京大学編『学問のアルケオロジー』東京大学出版会、1997年に所収)
- (7) 藤田東一朗「幕末の佛蘭西学者としての柳河春三」(『紀州文化研究』第三巻第五号 紀州文化研究所)



全体写真



編集元・諸言



山内焼失絵図

平成30年4月1日

中野区教育委員会 様

中野区文化財保護審議会
会長 高山



中野区文化財登録指定の是非について（答申）

平成29年10月30日付29中健文第936号で諮問をお受けしました、中野区文化財としての登録・指定の是非について、慎重に審議いたしました結果、下記の通り結論を得ましたので、中野区文化財保護条例（昭和56年中野区条例第17号）第18条の規定に基づき、答申いたします。

記

1. 答申内容

下記の資料を中野区登録有形文化財候補とする。

刊本「そよふく風」 第一号から第九号 計9点

2. 候補とする事由

別添「中野区文化財指定調書」のとおり